

随意契約理由書

工事名：一級河川 神崎川 旧猪名川排水機場No. 3ポンプ外電気設備機能増設工事

旧猪名川水門及び排水機場は、高潮・津波時等に排水運転を行い、浸水を防止することにより、当該地域における府民の生命・財産を守る重要な役割を果たす防災施設であり、高潮・津波時等に安全で確実な運転を行うため、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本工事は、旧猪名川排水機場のNo. 3・4ポンプの改修工事に伴う、電源ユニットや補助継電器の増設、現場操作盤や監視操作卓の表示部の改造及び既設ソフトウェアの改修を実施するものである。

本設備は、株式会社明電舎関西支社が設計製作したものであり、本工事を行うためには、設計図面・設計資料に関する専門知識を有し、機能、構造に精通していることが求められ、他業者では本工事を実施することができない。

以上のことから、本設備の設計、製作、据付を実施した株式会社明電舎関西支社から業務移管を受けている株式会社明電エンジニアリング 大阪営業所以外にその能力を有するものがないため、大阪府財務規則第62条関係第2項第1号により比較見積書の徴取を省略し、同社より徴取する見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。